別表六(十一)の次に次の一表を加える。

成　額
平　・　・
平　・　・
平　・　・
平　・　・
平　・　・
平　・　・
平　・　・
平　・　・
平　・　・
平　・　・
平　・　・
平　・　・
平　・　・
平　・　・

に、

・　・
・　・
・　・
・　・
・　・
・　・
・　・
・　・
・　・
・　・
・　・
・　・
・　・
・　・

を

に改め、同表の記載要領第一号中「改正前の租税特別措置法第42条の９第１項若しくは第２項」を「改正前の租税特別措置法第42条の９第２項」に改め、同第四号中「第42条の13」を「第42条の13第１項から第５項まで」に、「別表六(二十七)「7」又は別表六(二十七)付表「2」」を「別表六(二十八)「7」又は別表六(二十八)付表「2」」に改め、同表を別表六(十四)とする。